

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	(株) リレン	石岡市大砂 10381 番地 6	824

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 14 日 から 令和 7 年 6 月 13 日 2 箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する役務の提供等

4. 事実概要

(株) リレンは、令和 7 年 3 月 31 日に入札を執行した「令和 7 年度 石岡地区資源物（古布）引取り」及び「令和 7 年度 石岡地区資源物（雑紙）引取り」の落札者となったが、仕様書に定める引き取りが困難であるとして、令和 7 年 4 月 1 日に辞退届を提出した。

5. 指名停止理由

落札者決定後に契約を辞退することは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第 2 第 15 号（3）に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第 1（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1)(2) 略 (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	<u>当該認定をした日から</u> <u>1 月以上 9 月以内</u>